

第6回 定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月28日(木) 午前9時20分から午前11時52分
2. 開催場所 都農町役場本館会議室
3. 出席委員 1番 土工 武徳 2番 森川 真由美 3番 丸小野 美佐子 4番 三輪 篤志
5番 黒木 照男 6番 山口 安彦 7番 河野 通廣 8番 増崎 公敬
9番 黒木 博 10番 黒木 満 11番 黒木 定雄 12番 江藤 芳浩
13番 黒木 直子 14番 河野 良一 15番 塩月 傳三 16番 江藤 美智也
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
 - (1) 会長あいさつ
 - (2) 議事録署名委員の指名
 - (3) 会期の決定
 - (4) 諸報告
 - (5) 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
 - 議案第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
 - 議案第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
6. その他
 - 農用地利用配分計画の認可について(報告)
 - 農地パトロール報告(2班)
 - 農地利用状況調査について
7. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 河野 浩二
 - 事務局長補佐 辰野 藤徳
 - 農政係長 吉川 理恵
8. 会議の概要

1. 開会

ご起立ください。

○局長

ただ今から、第6回定例農業委員会総会を開会いたします。
一同礼。

○議長

改めましておはようございます。

急に暑くなって参りますけど、昨日は熱風が吹いたような感じでありましたけれども、体調管理には十分注意をしていただきたいというふうに思っております。早いもので新制度に移行しまして1年というようなことですが、それぞれ各委員さん皆様方に頑張っていただきまして業務のほうは支障なくおこなっておるわけですが、本日の議案にありますように29年度の点検と、30年度に向けた取組というふうにありますのでここへんはしっかりと審議をしていただきたいというふうに思っております。その他の案件につきましてはページ数はかなりありますけれども、そこまで多くはありませんけれども議案ですので慎重に審議をしていただきたいというふうに思っております。簡単ですけど挨拶といたします。

2. 議事録署名委員の指名

それでは、「議事録署名委員の指名」を行います。

○議長

都農町農業委員会会議規則第13条の規定により議長から指名させていただきますことに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということで、本日は3番委員と4番委員をお願いいたします。
なお、本日の書記は事務局の辰野補佐と吉川係長の両職員をお願いいたします。

3. 会期の決定

次に「会期の決定」ですが、本日1日限りで異議ございませんか。

○議長

(異議なし)

異議なしということで、会期は本日1日限りに決定いたしました。

4. 諸報告

それでは「諸報告」を行います。

○議長

(省略)

以上で「諸報告」を終わります。

5. 議事

それでは、「議事」に入ります。

○議長

議案第1号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について、別紙のとおり農地法第3条の規定による買受適格証明願の決定を求めます。ということでもあります。

付帯といたしまして、買受適格証明書の交付を受けたものが、最高買受申

出人、又は、次順位買受申出人となり、当該第3条許可申請書を提出した場合においては、農業委員会会長が当該証明書交付時と事情が異なっていると認めるときを除き許可して差し支えがないものとする。ということで、付帯があります。

じゃ、事務局お願いいたします。

○局長

※整理番号1（受付番号13）の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

【経営状況】家族：2人 労働力：2人 経営面積：5,948 m²

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外2筆 地目：田
総面積：3,867 m²

【申請理由】規模拡大

○議長

事務局から終わりました。では担当委員からの報告をお願いいたします。

○16番委員

■■■■さんの土地でありまして、ここ3年ぐらい前からですね。■■さんが田んぼとしてもう使っておられます。話によればですね。あの、競売申請が出ていて7月21日入札ということで、申し出が1件、この■■さんだけという事で、たぶん■■さんが買い取られるんじゃないかと思われま。以上です。

○議長

担当委員から終わりましたが、事務局、補足ありましたらお願いいたします。

○事務局

ただ今、担当委員が言われたとおりですね、27年9月に3条の許可を出しております。ただ、あの諸事情によりましてですね、ちょっと詳しいことはここでは言えないんですけど、取引がですね、最後までいってなかったというかですね。登記ができてなかった関係で、それが競売になったわけです。■■さんについてはもうこの土地ですね、農業されてですね、当時も3条の許可もですね、申請を審議しておりまして問題ないということで許可した経緯もありますので、特に問題ないかなと考えてます。以上です。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、何か意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

決定ということで同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定いたします。

では、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、別紙のとおり農地法第4条の規定による許可申請の承認を求めます。ということで挙がっております。

事務局お願いいたします。

○局長

※整理番号1（受付番号4）の議案書を局長が朗読。

【申請者】■■■■■

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外3筆 地目：田
総面積：426㎡

【転用目的】農家住宅及び駐車場

【施設概要】全体945.94㎡ 住宅156.19㎡ 車庫29.95㎡

※始末書添付

○議長

事務局から終わりました。では、担当委員からの説明をお願いいたします。

○7番委員

現場でですね、■■■■■さんにお聞きしました。■■■さんは50歳ですね。お母さんが79歳でお二人で住んでおられます。ほとんどお母さんが手続きをされたというので、■■■さんはですね、■■■のほうで介護の仕事に勤めているということでありました。まあ、始末書を読んでいただいたとおりですね。お父さんが建築されたということで、当然もう適法にのっとってやられたものだとは自分は思った。ということでありました。皆さん、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長

担当委員からが終わりましたけれども、事務局からの補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。この始末書にですね、ほぼ書いてあるとおりであります。後に出てきます5条のですね、太陽光を設置しようとした時ですね、この問題が浮上したということで、追認ではあるんですけど今の問題点を解消したいということで申請を出されております。以上、ご審議をお願いいたします。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

それでは議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 別紙のとおり農地法第5条の規定による許可申請の承認を求めます。ということで挙がっております。

では、整理番号1（受付番号13）からお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：440㎡

【転用目的】一般個人住宅

【施設概要】住宅119㎡

○議長

はい。事務局から終わりましたが、では、担当委員からの説明をお願いいたします。

○6番委員

■■の土地ですので私が説明申し上げます。

現地を調査いたしました。周りは住宅地に囲まれた農地でありまして、これを宅地に変えても別に周りの農業に影響を与える土地ではないというふうに考えました。直に本人に確認しましていつ頃着工といつ完成か。という事を聞きましたら8～9月に着工して来年の1月か2月には完成したい。ということでありまして、ただちに建築にかかられるので放置されることもないというふうに考えました。以上です。審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい。14番いいですね。

○14番委員

いいです。

○議長

じゃ、事務局補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

申請地はですね、都市計画内用途区域になります。第2種中高層住居専用地域ということで立地基準といたしましては第3種農地にあたるかと思われ。一般基準につきましてもトータルですね、■■■ほどかかるんですけど融資証明とか出ておりまして図面等も提出されておりますので問題ないかなと考えております。以上です。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。
無いようでしたら採決いたします。
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認いたします。
それでは整理番号2（受付番号14）をお願いいたします。

○局長

※整理番号2の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：208㎡

【転用目的】車庫、物置

【施設概要】車庫・物置99.4㎡

※事実申立書添付

○議長

はい。事務局から終わりました。では、担当委員からの説明をお願いいたします。

○8番委員

ここに■■さんと■■■■さんの関係についてはですね、■■さんは■■町の■■の住まいの方ですね、■■■■さんが土地を、そこを買われた時に競売で買われたということでありまして、その時に全部登記がされたというふうに思ってたところが、登記がされていないところが1つあったということで今回■■さんのほうと話をし名義を変える手続きが整ったということで今回贈与の申請をするということでございます。

で、いろいろあのさっき出ました事実、申立書のとおりでございまして本人も反省をされるようでございますので、よろしくお願ひしたいということでございます。以上でございます。

○議長

はい。担当委員から終わりました。事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

申請地につきましては、第2種農地、農業公共投資のない小規模な生産力の低い農地ということで第2種農地にあたるかと考えられます。追認ですので現在、あの建っている車庫、物置を車庫として使うような話でしたので追認としてですね、問題を解決するというので提出されていますので、しょうがないかなとは思っております。以上、ご審議お願いいたします。

○議長

はい。追認案件ということで担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、何か意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。
無いようでしたら採決いたします。
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。
それでは整理番号3（受付番号15）をお願いいたします

○局長 ※整理番号3の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外6筆 地目：田

総面積：1,790 m²

【転用目的】太陽光発電施設

【施設概要】太陽光パネル他793.5 m²

○議長 はい。事務局から終わりましたが、では、担当委員からの説明をお願いいたします。

○7番委員 先ほどの4条で出てきた■■さんの土地であります。お父さんがですね、亡くなって以来、もう、ほとんど作は作らずに管理だけをしていたというような土地であります。荒れないように草刈りだけはやっていたということでもあります。地図のほう見てもらいますとですね。分かると思うんですけども宅地で書いてあるところが、もともとの自宅ていうか家があったところでありまして、その北側の土地は現在はまだ売ってまうけれども、そこも元は■■さんの土地であったということです。この北側はですね。同じ高さなんですけれども、■■さんていう方が近くのですね、なんか、お店かなんか構えたいということで買い取ったということで、この土地だけがずっと太陽光に売るところと土地の高さが同じなんです。で、宅地のところももう何もなくて井戸だけ残ってまうけれども、同じ高さで管理はされておりました。東側ですね。境には排水路がありまして一段低くなっておりました。こちらのほうに排水が流れるんじゃないかと、それと、もう一つは、その売られた■■さんのちょうど自宅との境のところにも排水路が北向きにあります。元田んぼだったことでその排水が造ってあるんじゃないかなと、U字溝が入っておりました。で、これからももう農業はするつもりはないし、なんとか有効利用したいということでこの■■■■に売ることにしたということでもあります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい。担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。申請地につきましては、第2種農地と判断されます。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地ということで国道よりも東側については■■■と■■■の農地があるんですけど、こちら合わせて約7haの面積になります。今回、申請者につきましては譲受人のほうが■■■■ということでよくテレビで宣伝される会社になります。土地の取得費がですね、■■■■ほどになってるんですけど、それに造成、それと機材等がですね、■■■■、■■■■ぐらいになりまして合計■■■■、■■■■ほどかかる予定です。

排水等につきましては、担当委員が言われたとおりですが、確約書の中にはですね、被害等が生じた場合はもう当方が責任をもって対処しますという確約書も出されております。排水等が、よく太陽光では問題になるんですけど、こちらについては慎重にやっていただきたいということでですね、伝えておきます。以上です。

○議長

はい。事務局からの補足が終わりました。意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

それでは整理番号4(受付番号16)と整理番号5ですよね。これ関連ですので一括でお願いいたします。

○局長

※整理番号4・5(受付番号16)の議案書を局長が朗読。

・整理番号4

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：田 面積：483㎡

【転用目的】太陽光発電

【施設概要】太陽光パネル 294.62㎡

※始末書添付

・整理番号5

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：田 面積：221 m²

【転用目的】太陽光発電

【施設概要】太陽光パネル 294.62 m²

○議長

はい。事務局から終わりました。それでは、整理番号の4番、5番について担当委員からの説明をお願いいたします。

○15番委員

■■■■■さんと話したってすけれども、この図を見てもらうと分かるんですけど、ちょうど入り口にあたるところで2tのダンプも入らないということで土地を分けてくれという相談があってこの話になったというところがあります。■■■さんとしては面積も小さいことで畦草切ったり、なんたりすつとに大変だから、譲ってもいいという考え方でなんしたそうです。審議の程よろしく願います。

○議長

はい。担当委員から終わりました。事務局から4番・5番について補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。申請地につきましては、第2種農地として判断されます。申請者につきましては先ほどと同じように■■■■■ということで土地取得が■■■■■円ということで購入される予定です。機材等を含めまして合計■■■■■ほど事業計画がありますが、すべて自己資金で対応されるということでですね、一般基準についても満たしていると思います。周辺にもフェンスを張りまして排水等も気をつけるということと、また、先ほど言いました確約書のほうも出ておりますので、問題ないかなと考えております。以上です。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりました。それでは4番、5番に対しまして意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

じゃ、採決いたします。

4番、5番に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

それでは整理番号6（受付番号17）をお願いいたします。

○局長

※整理番号6の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】地上権

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外7筆 地目：田畑

総面積：483 m²（田：562 m²/畑：484 m²）

【転用目的】太陽光発電

【施設概要】太陽光パネル 491.21 m²

○議長

はい。事務局から終わりました。それでは、担当委員からの説明をお願いいたします。

○16番委員

■■■さんの土地はですね。あの、県道とJR挟まれてまして、ものすごく狭く、基盤整備もされてません。私たちが小さいころからですね。ただ、草を刈ったり、竹を刈ったりするだけでありまして田畑としてはずっと使用されておられません。トラクターを入れるにもなかなか大変な場所です。ここは。もう、農業はずっとされていませんで、この■■■■さんに太陽光発電として貸したほうがよいのではないのかと考えております。以上です。

○議長

はい。担当委員から終わりました。事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。譲受人につきましては先ほどと同じように■■■■■ですね。申請地につきましては、第2種農地として判断されます。農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで考えられます。こちらについては他の先ほど挙げた太陽光と違いまして売買ではなくてですね、地上権の設定という事ですね。こういうやり方は県内でもよくあるということで、県のほうに確認しております。30年間地上権を設定されるということでですね。その土地に置かせてからその代金をもらうというような形になるかと思えます。地上権設定とかですね。賃借権とか売買とか太陽光の場合はいろいろあるようですので、今回の場合は地上権の設定で本人たちが契約したという形になっております。

費用のほうもですね。■■■■■のほう。先ほどの買い取りじゃないのでですね、借りて賃借料を払うというような形になりますが、やはり機材等はですね。■■■■■を超える。■■■■■ほどしてですね、こちらについても自己資金で対応されるということでですね、計画がされております。以上です。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりましたが、場所的には県道とJRに囲まれた、挟まれたあんまり利用価値がないと言いますかね。そういう土地であります。意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

それでは同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

それでは整理番号7(受付番号18)をお願いいたします。

○局長

※整理番号7の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】使用貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■■番1■ 外1筆 地目：田

総面積：697 m²

【転用目的】牛舎敷地、牛の洗浄場、飼料置場

【施設概要】牛舎 435.25 m²

※始末書添付

○議長

はい。事務局から終わりました。担当委員からの説明をお願いいたします。

○4番委員

本人にも確認をいたしました。27ページですね。始末書の左側の図がちょっと見にくくてですね。ちょっと私も勘違いしとったんですが。この牛舎の新築のところの■■■■■-■というのがほんのわずか水路敷きになってましてですね。勘違いしやすいところですので、まあ、あくまで申し上げてます。■■■■■-■が牛舎の新築なんで下までくるということでご理解をお願いします。ということで、あとは始末書は書いてあるとおりでございまして、現地も確認し、本人も会ってきましたがここが今度の郡のグランドチャンピオンに子牛がなったということで牛を一生懸命やっているということでございましたので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長

はい。担当委員から終わりました。じゃ、事務局補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

申請地はですね、立地基準につきましては第2種農地になります。あの、牛舎の建築に関するものなんですけど費用といたしましては、トータルで■■■■■ぐらいかかるんですけど、全て金融機関から融資を受けて農協のほうからですね、されるということですね、図面等も提出されております。息子さんがやられるということですね、前向きな方向であると思います。ご審議をお願いいたします。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりましたけれども、3世代ですね。■■■さんのお父さんでその息子が■■■さん。その息子が牛をやるというようなことで、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。
無いようでしたら採決いたします。
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。
以上、議案第3号は全件承認といたします。
それでは議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということでもあります。
これは全件中間管理権が設定をされておりますので一括で上程いたしますが長いので受付番号10までをお願いいたします。

○局長

※整理番号1～10（受付番号35～44）議案書を局長が朗読。

・整理番号1

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■■番 外1筆 地目：畑
総面積：7,453 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

・整理番号2

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■■番■ 地目：畑 面積：5,578 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

・整理番号3

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■■番 外2筆 地目：畑
総面積：1,232 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

・整理番号4

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：畑 面積：1,233 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

・整理番号5

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 外2筆 地目：畑
総面積：2,024 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

・整理番号6

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：畑
総面積：4,230 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

・整理番号7

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：2,020 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

・整理番号8

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 外1筆 地目：畑
総面積：4,803 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

・整理番号9

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：畑
総面積：9,556 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

・整理番号10

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：4,559 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

以上、整理番号1～10番まで上程いたしましたが、何か意見がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

ありませんか。

それでは採決いたします。

整理番号1～10番まで同意される方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員ですので決定といたします。

それでは整理番号11番までをお願いいたします。

それでは都農町農業委員会第10条により離席をお願いいたします。

（3番委員が離席）

○局長

※整理番号11（受付番号45）議案書を局長が朗読。

・整理番号11

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 外2筆 地目：畑
総面積：16,549 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

○議長

事務局から終わりましたけれども、何か意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

それでは採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

それでは3番委員の復席を認めます。

(3番委員が復席)

それでは整理番号12～14番までをお願いいたします。

○局長

・整理番号12

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：田 面積：701 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

・整理番号13

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 外2筆 地目：田畑

総面積：3,015 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

・整理番号14

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：3,901 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年8月1日～平成40年7月31日（10年間）

- 議長 はい。整理番号12～14番まで意見がありましたらお願いいたします。
- (質疑なし)
- ありませんか。
無いようでしたら採決いたします。
同意される方の挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- それでは決定といたします。
以上、議案第4号は全件決定をいたします。
- 局長 46ページのほうに農用地利用配分計画(案)を載せておりますのでご覧下さい。
- 議長 それでは、ここで暫時休憩といたします。10時40分から再開いたします。
- (休憩 AM10:23～AM10:40)
- それでは会議を再開いたします。
議案第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、別紙のとおり平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の決定を求めます。ということで挙がっております。
事務局お願いいたします。
- 局長 ※平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)を局長が朗読。
- (省略)
- 以上です。
- 議長 はい。以上が平成29年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価ということになります。
何か気づかれた点がありましたらお願いいたします。
- 2番委員 管内の農地面積が1,510haなんですけど、この田と畑をたすと1,508haなんですけども、それともう一つですね。あの、遊休農地の解消が農地管内は1,761haなんですけど、1,510ですよ。管内農地。
- 事務局 管内農地。はい。すみません。これがですね。説明するのがちょっと。難しいんですけど。

○2番委員

難しいですか。

○事務局

あの、耕地面積、経営耕地面積、農地台帳面積というですね。面積を出す出典元がですね。全部一緒のところから拾ってるわけじゃなくて各調査ごとで違うんですよ。その数字を使って下さいというのがあるんですけど、耕地面積の田と畑を足した数字がこう違うというのはですよ。これ去年出している数字ですのでこれでたぶん県のほうからですね。指摘を受けてこれに直していると思うんですよ。

○2番委員

田畑のほうを直したということですか。それとその田畑の数は足したときは2ha。

○事務局

若干違うんですよ。

○2番委員

ですね。

○事務局

そうなんですよ。これ、ちょっと原因が今分からないんですけど、あの、修正を受けた時に僕たちもなんでこうなるのか分からない時もあったりしてたんですけど。

○2番委員

管内の同じ農地面積という形じゃなくて、その49ページでは1,761haになってて、それによってその解消率を出して、遊休出したりしてるのですねかちょっと。

○事務局

49ページのほうはですね。※の1番でですね。活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地の利用状況調査により把握した遊休農地の合計面積を記入してことになってるんで、管内が1,761とかいう数字になるんですね。

○2番委員

分かりました。そういう根拠があれば、ミスなのかなと思ったので。

それとですね。もう一つ。私もこの農家総数が出て、主業農家数、準主業農家数があるじゃないですか。仕分けの仕方として。一応認定農業者という形で、一応経営体と見る中に共同申請も挙がっているのかな、とは思うんですが、294経営体と。認定農業者なので見たとして、266の主業農家でいいんですか。共同申請が入ってて。

○事務局

そうですね。センサスはですね。何年かに1回のセンサスでそのセンサスの対象が世帯とかでいっている関係とまた認定農業者は個別というか個人とかですね。法人とかも入ってると思うので、数字はもう合わないのが自然かなと。はい。

○2番委員

そういうふうな資料ね。分かりました。いや、あんまりちょっと数字が違いすぎるので。

- 議長 共同申請も1経営体。
- 2番委員 ですね。それと認定農業者と書いているので。あの、人数で見てるのかな、と思ってたんですよ。共同申請は1経営体として見てしまうのどと思ってたから。数はよくわからない。
- 事務局 申請書の数になるのかな、と思うんですけど。はい。調査もやっぱ時期が違うので調査の本質がこう違うのがあるんで。
- 2番委員 ですね。
- 議長 他にはないですか。
1年間活動してきた中の報告ということになるわけですが。

(質疑なし)
- 局長 無いようでしたら決定ということで異議ありませんか。

(はい。)
- では、5号議案は決定ということでお願いします。
では、議案第6号は平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、別紙のとおり平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定を求めます。ということで挙がっております。
じゃ、事務局お願いいたします。
- 局長 ※平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を局長が朗読。

(省略)
- 以上であります。
- 議長 はい。30年度の活動計画(案)が示されました。
これ、数字が結構違ってきているのではない。
- 事務局 ですね。29年度がなんか結構多かった、多いていうか実績が良かったこともあるんですけど、あまり目標を上げて。
- 議長 それぞれ気づかれた点がありましたらお願いいたします。
- 11番委員 54ページに違反転用への適正な対応ちゅうこつで、違反転用面積が0.1ha。30年の4月現在でこんだけありますよ、ちゅうこつで表示しちゃつとですけど、農業委員会が見た中での現にこれは違反しておるよ、ちゅう

数字がこんだけありますちゅうこつが書いちゃうちゅうこつですか。

○事務局

これはですね。29年度に挙がってて、それから解消していった分を総会とかで挙がって、解消していった分を差し引いて4月1日現在で0.1haありますよと。

○11番委員

はい。

○議長

他には無いですか。

○8番委員

この新規就農と担い手と農業後継者の不足のこういうの出てきてるんですけども、この前■■のほうに行きましたよね。■■の■■と、あの新規就農の対策をやはり今後都農町としても考えていかにやいかんのではないかなと、いうふうに思ってるんですが、■■はなんか昨日新聞かな。新規就農の関係がでてきてる関係で言い訳じゃございませんけども都農町としても農業委員会がこれをするわけじゃないんで、やはり産業振興課が主管課かなんかと思うんでそこらあたりと農業委員会との調整ちゅうか、今後の方針。それから部会組織の後継者がどのように今後5年、10年なっていくのか、そういった実体を踏まえた上でなんか対策を練っていかないと、どんどん減って行って過疎はどっかいでもでてくるけども、それを受けてする農家がないと。というようなことが起きては農業がおかしくなってくるんじゃないかな、と思うのでどっかでなんかそういったものをこう長期的ビジョン的なものを見出した議論をしていく必要があるんじゃないかな、というふうに私は感じておるんですけどもこれは一つの要望として今後やっていかなければとというふうに思ってます。以上です。

○議長

そうですね。よそから入れて農業をやってもらおうとかですね。

○6番委員

確かに今言われたとおり、53ページの3の課題の中に受け入れ体制の整備ということでちゃんと書いてあるんですけど、実際どういう整備をしなければならぬのか、どういうことが可能なのかと。洗い出してくる時期にきてるのではないかと。例えばですけど町内における空き家の数、あるいは貸借可能なそういう空き家。いわゆる新規就農者、都会から来たりする場合にまず住居が求められますので、そういったものの点検、あるいは町営住宅に空きがあればそれを2、3戸新規就農者がいつでも来れるように空けておくとか。そういった体制。

今度は研修先の設定。果樹を学ばれるのか、施設園芸を望まれるのか、畜産を望まれるのかといった時にそれぞれの分野におけるエキスパートを出しておいてこういうところにやったら行けますよと、それ本人にも受け入れてくれますかということを下承をあらかじめ得ておいて、その研修先の設定を決めておくといった、そういった細かいことを考えた上で費用は国が持ってくれますから、150万やったかね、年間。ああいうのをうまく利用していけば、どんどんどんどん新規参入者を呼び込めるんじゃないかな、という気がしておりますので、そういった整備を農業委員会が中心となって産業振興課

と一緒にいろいろな意見出し合って創っていけばいいかな、と思います。以上です。

○議長

新規参入者、及びまた農業の参入者ですね。新規じゃなくても。もう、また若い人たちどうやって農業に取り組むかということが一つの課題かなと。それを受け入れ、これも、先月行った■■並みにはいかんかもしれんとですけどもやっぱそれなりのことを考えていかんと、新しい人たちが継いでくれないという部分があるかなと、思うんですけよ。

○12番委員

今年度の新規就農者の受け入れていうのは何名かあったんですかね。今年度ていうか29年度、前年度ですね。

○事務局

この資料の数字上では4名、新規、認定就農者としては4名ですね。差し引いたらですね。あの、トータルの数では17になってるのかな。現在。新規、認定新規就農者。

○12番委員

これどういう形で実際新規就農に携わってらっしゃるんですか。

○事務局

これは全部でですね。農業委員会で議案に挙がった分もあると思うんですけど、7人が農地を取得というか借りたりして農業を始められています。昨年度ですね。まだ始めてない人もいますけど最近では3月ですか。■■さん。■■。家と土地を購入してとかですね。7月に■■さんという人。■■ですかね。家と農地を購入して、というような形で新規でやっています。親元就農の方もいます。

○12番委員

経営としては新規でやって経営として成り立ってる形というのはその中でも新規就農というだけであって、結局やっぱり、その、別の仕事が必要な形の中でやってる方が非常に多いと思うんですね。で、さっき言われたように6番委員が言われたように今確か年間150万というそういう部分の制度の中でやってらっしゃるんで生活は成ってると思うんですね。だから今後はやはりそういう部分も含めた中にももちろんそら住宅もそうなんですけど、その後の指導体制が一番大事なのかな、というふうに思うんですね。新規就農の中においても。だから、そういう体制作りっていうのもやはり今後やっていったほうがいいのか、というふうに思いますけども。

結局、新規就農できてそこで挫折感を味わうということは、また今後そういうまた遊休農地っていうのが当然増えてくるってことですよ。

○議長

新規就農者に関しましてはですね。農業委員会だけじゃなくて振興課の方も絡みがありますので両者でもう少し検討していかにかいかなとかな、とは思っております。

○12番委員

じゃかい、どこかがやっぱ核にならんとだめじゃないですかね。連携、連携っていうのはそらお互い連携やけども、どっかがやっぱ引き受けるその部分の核になる部分はやっぱりして、持っておいてその中で結局連携を結んで

いってより良い、その就農に向けての準備て言いますか、事業として展開していくことが大事かな、と思うんですけどね。お互いに連携、連携でどこにも核がない中でおいては、やっぱ厳しいのかな。

○議長 言われれば確かにそんげですよ。

○12番委員 言葉ではいっちゃけども、実際やっぱ来るとやっぱりこう伴うんじゃないかと思うんですよ。

○7番委員 じゃかい、役場ていうよりもですよ。ああいう大きな農家。例えばマイキウイに今何人も来てるんですよ。新しくやりたいな、ていう人が。うち辺のトマト農家で■■、あそこにも新規就農したいという人が入ってるんですよ。あの研修に。やっぱ大きな農家に研修を受け入れてもいいような農家をピックアップしてリストアップして、ほいで町外的にもHPとか作ってますね。こういうところでこういう作物の農家が受け入れますよ、ていうのでやるのが早いんじゃないかな。

○12番委員 ですね。だから篤農家にまた、例えば1年、2年なり研修をさしてその中で自分で感じて農業が本当にやれるのかという、そういうルールの中で判断をしてもらって良くなる農家さんであれば本当にその分を含めて核になるどっか部門であればですね、そこをうまく利用しながらやっていければ確実に出来ると思うんですけど、なかなか今はその■■■■万を持ってきてくるような人たちていうの非常に多いような気がしますから。

○2番委員 やっぱりこの前■■を研修に行った時分かったのはその150万を新規就農に本格的に入る前に自治体がきちっとそういう勉強をする時間に国のいろんな別の事業のお金を確保して、それによって農業者を育てていって、うでの新規就農っていう形を。

○12番委員 うん。だからそこにそういう前提があればいいと思う。

○2番委員 そうです。やっぱりこの前の■■研修は本当に参考になったなと思います。じゃから150万にいく前がとても大事な段階なんだなと。

○12番委員 いや、でも、やっぱり今はそういった方たちが多いのでそれを目標にしないで、そういう前提の中でしっかり組織化した中での受け入れをするて言えばやっぱ一番いいかなと。そのためにはその篤農家さんの研修であったりを含めた中で、どういう形でその新規就農者がこんげやっていくかという部分も含めてですよ。

○議長 今の意見をですね。事務局は十分検討しておいて下さいね。

で、この、いろいろありましたけども、30年度の目標に向けた活動の計画。それで今意見が出たわけですが、53ページの3番。これに伴う意見であったかな、と思います。

それでは活動計画について、他、さっき今出たのをもう少し修正して、これ、この計画に挙げるというようなことでよろしいですか。

(はい。)

じゃ、それが3番目の課題ですね。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の課題というように付け加えてもらいます。もう少しそういう文言がありましたらという。

では、以上、30年度目標についてはそれだけの修正で決定ということでよろしいですか。

(はい。)

はい。それでは6号議案は決定といたします。

○局長 報告になりますけども、55ページに農用地利用配分計画を掲載しております。

○議長 それではここで農地パトロール(2班)の報告をお願いします。

○11番委員 (内容省略)

○議長 気になるのが1件ありましたけれども。
それでは今度は利用状況調査をお願いします。

○事務局 (内容省略)

○議長 これで本日の議案の審議並びに報告事項等すべて終了しました。

○局長 ご起立ください。
以上をもちまして第6回定例農業委員会総会を閉会いたします。
一同礼。